

同志社大学心理学部「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会 規程（案）

2018 年 10 月 3 日制定

2018 年 10 月 3 日施行

改正 2018 年 10 月 31 日

（目的）

第 1 条 同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準第 9 条に規定する研究計画等の審査をするために設置された、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の業務を補完する組織として、同志社大学心理学部「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 次の各号のいずれかに該当する研究については、当委員会ではなく、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会への倫理審査申請を必要とする。

（1）「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等、国の定める医学研究に関する指針等の適用対象となる研究

（2）所属の学会や研究成果の公表予定先、研究資金の提供元等の学外機関の規程等で、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の審査を受けることを明示的に要請されている研究

（3）その他、当該研究の責任者が同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会への申請を要すると判断した研究

（審査の基準）

第 2 条 審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次の各号に掲げる基準によるものとする。

（1）同志社大学研究倫理規準

（2）同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準

（3）関連する法令、所轄庁の指針等

（委員会）

第 3 条 委員会は、次の者でもって構成する。

（1）心理学部研究支援体制検討委員会委員

（任期）

第 4 条 前条第 1 号の委員の任期は、その職の期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は研究主任をもってあてる。

2 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

（議事）

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の3分の2以上の賛成により決する。

3 研究計画等につき、委員でその審査を申請した者は、当該研究計画等に係る議事に参加することはできない。ただし、委員会の承認を得て、出席し、発言することができる。

（審査の申請）

第7条 研究計画等の審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、1) 心理学部研究計画等審査申請書（別紙様式A）により、心理学部長に申請する。提出の窓口は心理学部実験準備室とする。その他、申請に必要な書類は、2) 研究計画書（別紙様式B）、3) 研究参加者の方への説明書、4) 参加への同意書、5) 研究に直接関係する資料である。

2 申請者となることができるのは、本学部の科学研究費申請の有資格者及び大学院生である。また「研究等代表責任者又は指導教員」となることができるのは、専任教員に限る。

3 心理学部長は、心理学部研究計画等審査申請書を受理したときは、速やかに委員長にその審査を付議する。

（審査方法）

第8条 審査の方法は、書面審査及び合議審査とする。

2 委員会は、必要あるときは、申請者を当該研究計画等の審査を行う会議に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

3 委員会は、審査の経過を勘案して、申請者に対して研究計画等の変更を勧告することができる。

4 審査の判定は、次に掲げる表示により行う。

（1）承認

（2）条件付承認

（3）不承認

（書面審査）

第9条 委員長は、第7条第3項に定める審査の付議を受けたときは、書面審査を行う。書面審査とは、予備審査及び全体審査をいう。

2 予備審査は、委員長が心理学部専任教員の中から指名する主査1名及び副査1名で行う。主査及び副査は、研究計画等審査申請書に基づく書面により審査を行い、判定は、合意により決定する。判定結果の委員長への報告は、別紙様式Cにより行う。ただし、申請内容が次の各号に定める「軽微な審査として取り扱う研究」のいずれかに該当する場合は、予備審査を省略することができる。

（1）過度なストレスにならない調査内容であり、個人情報を取り扱わない無記名調査等の研究

（2）以下の全てに該当する研究

①他機関で倫理審査が承認済みである。

- ②連結不可能匿名化である。
- ③データ収集を他機関や会社等に業務委託をしない。
- ④謝礼がない。
- ⑤研究対象者と研究者との間に利益相反がない。

3 全体審査は、予備審査の判定が前条第4項に規定する「承認」の場合又は予備審査を省略した場合に行う。委員長は、書面審査における「承認」の判定結果又は予備審査を省略した旨を委員に通知し、判定を求めなければならない。判定結果は、委員の過半数の承認をもって確定する。

（合議審査）

第10条 前条第2項及び第3項の判定が、「承認」以外の場合、委員長は、当該申請を合議審査に付し、判定を行うものとする。

（審査の結果）

第11条 委員長は、研究計画等の審議の結果を、審査結果通知書（別紙様式D）により、速やかに申請者に通知するとともに、学部長に報告する。

2 審議の経過及び結果は、文書でもって記録、保存し、委員長が必要と認めたときは公表することができる。

（研究計画等の変更）

第12条 申請者が、第8条第4項第1号及び第2号の判定を受けた研究計画等において、第2条各号に定める倫理規準等に関わる事項の変更をしようとするときは、別紙様式Eにより、その変更についてあらかじめ委員会の承認を得なければならない。

2 前項の「委員会の承認」は、特段の事情のない限り、第8条の手続きによらず、委員長を含む複数の委員の合意をもって行う。

（委員会の運営）

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会の議を経て、別に定めることができる。

（事務）

第14条 委員会の事務は、心理学部実験準備室が行う。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、委員会及び心理学部教授会の審議を経て、学部長が決定する。

附則

この規程は、2018年10月31日から施行する。